

南シナ海仲裁判断の意義とその海洋政策的示唆

- 海洋環境及び航行安全等に関する裁定後の関係諸国における議論を参考として -

2016年12月3日

武藤 正紀(株式会社三菱総合研究所)

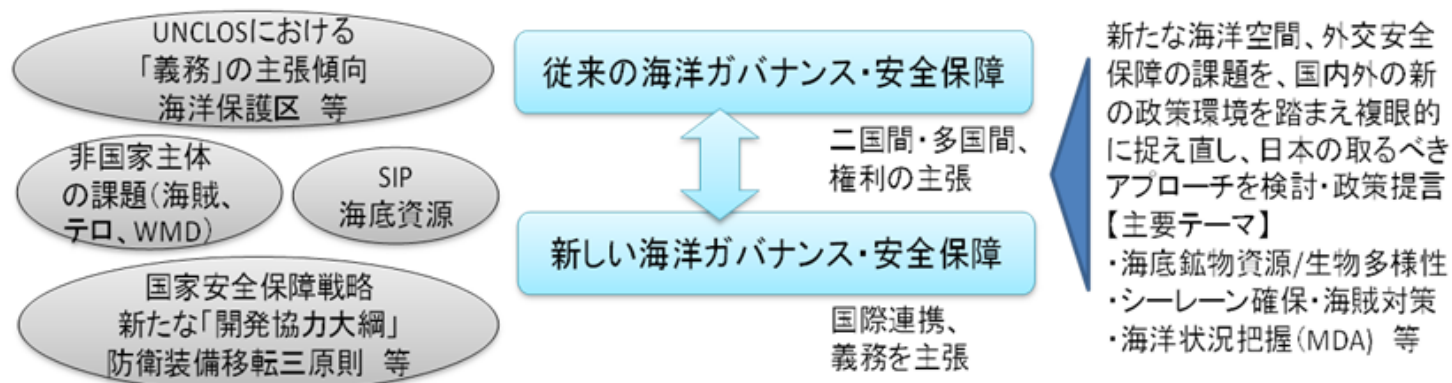
菅野 直之(東京大学公共政策大学院)

三菱総研-東大「海洋ガバナンス研究会」 概要

本事業の狙い

国際公共財であり、領土・領域保全、安全保障や国益・国際利益確保において重要な海洋空間における新たな課題に対応するため、民間シンクタンクと大学との連携のもと、(1)国連等を通じた国際海洋秩序構築、(2)シーレーン確保、海賊対策、(3)海洋安全保障における日米協力、を主要テーマと捉え、政策研究、情報発信、そして国際協力推進への貢献等を実施

周辺の外交・安保政策環境



3つのTASK

TASK1: 国連等を通じた国際海洋秩序構築

- ・国際海洋秩序構築の在り方と日本の貢献方策提言
- ・海洋関連の国際機関における日本のリーダーシップ発揮のための戦略を検討

TASK2: シーレーン確保、海賊対策

- ・ソマリア沖・アデン湾周辺国の海賊対策の情報収集
- ・各国の歴史的背景を踏まえた海賊の位置づけの整理

TASK3: 海洋安全保障における日米協力

- ・宇宙と海洋との連携による海洋安全保障
- ・日米同盟に基づくアジア太平洋の海洋秩序構築

「開かれ安定した海洋」実現に向けた新たなアプローチの提示

活動概要

- 2015年4月 活動開始
- 2016年8月 International Workshop “Resolving Complex Challenges of Ocean Governance and Security” (於:シンガポール、三菱総研-東大主催)
- 2016年10月 International Seminar “ENVIRONMENTAL AND MARITIME SECURITY FOR A BLUE SOUTH CHINA SEA”(於:ベトナムHai Phong市、ベトナムVAMEN主催)
- 2016年11月 World Congress of Ocean (WCO) 2016(於:中国山東省青島市、国家外国専門家局(SAFEA)主催)

=> 南シナ海仲裁判断を受け、UNCLOS等に基づく同海域の平和的解決に向けた議論発生



議論を行った方々

- n Dr. Nguyen Chu Hoi ベトナム国立大学 Vietnam Association of Marine Environment and Nature (VAMEN) 会長
- n Dr. Vo Si Tuan. Vice Chair, IOC-UNESCO Sub-Commission for the Western Pacific (WESTPAC). Director, Institute of Oceanography.
- n Nguyen Xuan Binh HaiPhong人民委員会副議長
- n Hoang Van Ke Chairman of Haiphong Union of S&T Associations
- n Nghiem Vu Khai国会議員(ベトナム科学技術連合副会長、前 越日友好協会会長)
- n Dr. Michael Parsons, Policy Adviser to Ministry of Natural Resources and Environment of Viet Nam
- n Dr. Nguyen Manh Cuong, Dean of Faculty, Vietnam Maritime University
- n Dr. Tran Cong Truc, Former Chairman of Committee on National Boundaries
- n Prof. Dr. John W. McManus, Miami University, The USA
- n Dr. Annette Juinio-Menez, Former Director of The Marine Science Institute, University of the Philippines
- n Mrs. Youna Lyons, Senior Research Fellow, Centre for International Law, National University of Singapore
- n Dr. Duncan Currie, Globelaw, New Zealand
- n Prof. Eric David, International Law Centre, Belgium
- n Prof. Dr. Go Ito, School of Political Science and Economics, Meiji University, Tokyo, Japan
- n Mr. Jean Vincent Brisset, Research Director at IRIS
- n Dr Devinder Grewal, Professor of World Maritime University
- n Dr. Alberto A. Encomienda, Balik BALANGAY, Philippines(元大使)

- n Ms. Junhua Gao, 中国海南省高等裁判 裁判官
- n Dr. Mohd Hazmi Mohd Rusli, Senior Lecturer, Universiti Sains Islam Malaysia
- n Dr. Rokhmin Dahuri, President, Indonesia Aquaculture Society & Former Minister, Marine Affairs and Fisheries, Indonesia (元漁業海洋大臣)

南シナ海仲裁判断の概要・海洋政策的意義

比中仲裁裁判の概要・経緯



年月日	主要イベント
2013.1.22	フィリピン、UNCLOS第15部に基づく仲裁手続を付託
2013.2.19, 8.1	中国、フィリピンの付託を認めず交渉で解決する旨の口上書を提出
2014.3.30	フィリピン、申述書(memorial)を仲裁裁判所に提出
2014.6.3	仲裁裁判所、中国に対し答弁書(counter-memorial)の期限内提出を要求
2014.12.6	米国国務省、「Limits in the Seas」報告書にて九段線の効力の否定的検討
2014.12.7	中国外交部、position paperを発表
2014.12.11	ベトナム政府、自国の権益の観点から仲裁裁判への高い関心を表明
2014.12.17	仲裁裁判所、中国の答弁書の未提出を確認(期限は15日まで)
2015.6.7	仲裁裁判の開始
2015.10.29	管轄権及び受理可能性に関する仲裁判断
2016.7.12	仲裁判断(Award)の公表
2016.7.12 ~ 13	判断が示された当日、中国政府及び中国外交部がそれぞれ本仲裁裁判所の <u>判決を受け入れない旨の声明</u> を発表。 翌13日、中国国務院が南シナ海に関する中国の主張の根拠を纏めた「白書」を公表。 中国は従来どおり「当事国間同士の対話(二国間問題として処理)」を求め、フィリピンとの <u>直接交渉</u> を通じた平和的解決を望むこと、また、 <u>関連海域の共同開発を進める相互互恵関係の実現等</u> を通じて、南シナ海の平和と安定の維持を望むという姿勢を表明。
2016.10	北京にて、フィリピンのドゥテルテ大統領と中国の習近平国家主席の会談。 南シナ海の <u>仲裁判断を「棚上げ」</u> し、2国間交渉による平和的解決を図る考えが示唆される。

仲裁判断一覧(1/4)

	論点	個別論点	判断	根拠
1	九段線 中国の南シナ海に対する歴史的権利		・中国の歴史的権利および主権に関する主張および九段線には、UNCLOSに基づく法的効力はない。	
2	南シナ海における各地形の地位	高潮地勢/低潮高地	・以下をhigh-tide features(高潮時に水没しない地勢)とする:スカボロー礁、Cuarteron Reef、ファイアリークロス礁、ジョンソン礁、McKenna Reef、Gaven Reef(North)。 ・以下を低潮高地(low-tide elevations)とする: Hughes Reef、Gaven Reef(South)、スピ礁、ミスチーフ礁、Second Thomas Shoal。	
		島/岩の地位	UNCLOS121条1項に基づき、スカボロー礁は自然に形成された陸地(島)と判断する。しかし、同3項に基づき、スカボロー礁はEEZまたは大陸棚を有さない。[高潮地勢]。 ・121条1項に基づき、Johnson Reef、Cuarteron Reef、ファイアリークロス礁は自然に形成された陸地(島)と判断する。しかし、同3項に基づき、これらの地形はEEZまたは大陸棚を有さない。[高潮地勢]。 ・フィリピンの主張に反して、Gave Reef(North)およびMcKenna Reefは自然に形成された陸地(島)であると判断する。しかし、同3項に基づき、これらの地形はEEZまたは大陸棚を有さない。[高潮地勢]。 ・ミスチーフ礁およびSecond Thomas Shoalはいずれも低潮高地であり海域を有さない。スプラトリー諸島のいずれのhigh-tide featuresもEEZまたは大陸棚を有さない。ゆえに中国はこれらの地形に対するいかなる権利(entitlement)も有さない。 ・ミスチーフ礁およびSecond Thomas ShoalはフィリピンのEEZと大陸棚を構成する[フィリピンEEZと大陸棚の一部]。	UNCLOS121条1項、同3項 121条1項「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、満潮時においても水面上にあるものをいう。」 121条3項「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」

(仲裁判断に基づき、三菱総合研究所作成)

仲裁判断一覧(2/4)

	論点	個別論点	判断	根拠
3	南シナ海における中国の活動	大陸棚およびEEZにおけるフィリピン主権への干渉	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月の中国の海洋調査船の活動は77条に違反するもので、フィリピンのReed Bankの非生物資源に対する主権への侵害と判断する。 ・中国の2012 moratoriumの公布は56条に違反するもので、フィリピンのEEZにおける生物資源への権利を侵害するものである。 	<p>UNCLOS77条、56条 56条2項「沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するよう行動する。」</p> <p>77条1項「沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。」 77条2項「1の権利は、沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。」</p>
		中国国民によるフィリピン資源の利用(搾取)防止の義務違反(failure)	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年5月、中国海洋調査船は、中国船舶における漁業活動を防止する義務を履行しなかった。これはフィリピンの漁業に対する権利を侵害するもので、58条3項に違反する。 	UNCLOS58条3項
		スカボロー礁における伝統漁業への中国の行動	2012年5月、中国はスカボロー礁において公船を航行させ、フィリピン国船の伝統漁業を違法に阻害した。	

(仲裁判断に基づき、三菱総合研究所作成)

仲裁判断一覧(3/4)

	論点	個別論点	判断	根拠
3	南シナ海における中国の活動	海洋環境の保護及び保全の義務違反 (failure)	<p>・中国による7つの人工島造成は、周辺国の反対を受けている。197条は地域において環境保全のための協力を求めている。(中国は同条に違反している)。</p> <p>・中国は、スカボロー礁およびSecond Thomas Shoalにおける、絶滅危惧種に危害を与えるような、中国漁船による養殖を防がなかった。これは192条および194条5項に違反する。</p> <p>・中国の、Cuarteron Reef、ファイアリークロス岩礁、Gaven Reef(North)、Johnson Reef、Hughes Reef、スピ礁、およびミスターフ礁における(人工)島の造成活動は、192条、194条1項、同5項、197条、123条、および206条に違反する。</p>	<p>UNCLOS192条(いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する)、194条(海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置)</p> <p>同192条、194条1項、同5項、197条、123条、206条</p> <p>197条 世界的又は地域的基礎における協力 「いずれの国も、世界的基礎において及び、適当なときは地域的基礎において、直接に又は権限のある国際機関を通じ、地域的特性を考慮した上で、海洋環境を保護し及び保全するため、この条約に適合する国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を作成するため協力する。」</p> <p>123条 閉鎖海又は半閉鎖海に面した国の間の協力 「同一の閉鎖海又は半閉鎖海に面した国は、この条約に基づく自由の権利を行使し及び義務を履行するに当たって相互に協力すべきである。このため、これらの国は、直接に又は適当な地域的機関を通じて、次のことに努める。 a. 海洋生物資源の管理、保存、探査及び開発を調整すること。 b. 海洋環境の保護及び保全に関する自国の権利の行使及び義務の履行を調整すること。 c. 自国の科学的調査の政策を調整し及び、適当な場合には、当該水域における科学的調査の共同計画を実施すること。 d. 適当な場合には、この条の規定の適用の促進について協力することを関係する他の国又は国際機関に要請すること。」</p>

仲裁判断一覧(4/4)

	論点	個別論点	判断	根拠
3	南シナ海における中国の活動	ミスチーフ礁における占拠および建設活動	中国は、フィリピンの許可なしに、島嶼における建設と、ミスチーフ礁における人工島建設を行っており、これは60条および80条に違反しており、フィリピンのEEZおよび大陸棚における主権を侵害している。	UNCLOS60条、80条
		法執行船舶の危険な運用	中国は法執行船をスカボロー礁付近で運用し、フィピン船舶と衝突する深刻なリスクをもたらした。	COLREGSのルール2 (Responsibility)、6 (Safe speed)、7 (Risk of collision)、8 (Action to avoid collision)、15 (Crossing situation) および16 (Action by give-way vessel) ・UNCLOS94条
4	当事国間の紛争の拡大または深刻化		中国は以下の活動を通じて、フィピンとの紛争を拡大している。 A)ミスチーフ礁およびフィピンEEZ内の低潮高地における大規模な人工島の建設活動。 B)サンゴ礁に危害を与えるなど、海洋環境保護(の阻害)にかかわる活動。 C)Cuarteron Reef、ファイアリークロス礁、Gaven Reef (North)、ジョンソン礁、Hughs Reefおよびスピ礁における大規模な建設活動。 D)Cuarteron Reef、ファイアリークロス礁、Gaven Reef (North)、ジョンソン礁、Hughs Reefおよびスピ礁における自然条件の、恒久的な破壊。これにより権利発生能力を奪っている(建設などにより自然地勢が不明になると、その帰属なども不明になってしまう、という論理)。	
5	将来の行動 (conduct)		当事国は、紛争を越えて、条約と決議に従い、他国の権利と自由を尊重する義務を負う。裁判所がこれ以上の決定を行うことは適切でも必要でもない。	

南シナ海における中国の行動

中国は3年間で1280万平米以上の土地を造成

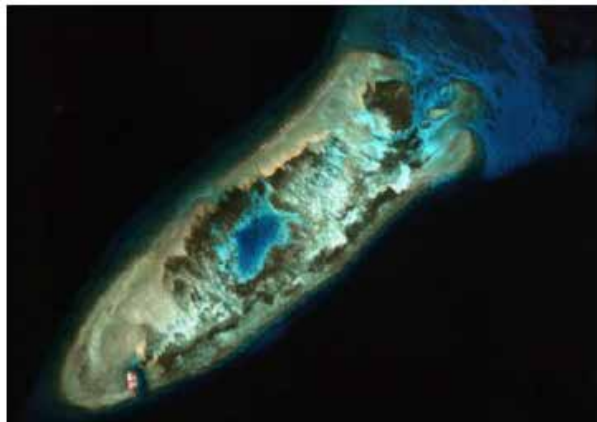


Figure 20: Fiery Cross Reef, 17 January 2012
(Annex 788)



Figure 21: Fiery Cross Reef, 19 October 2013
(Annex 788)



Figure 28: Subi Reef, 27 July 2012
(Annex 795)



Figure 29: Subi Reef, 6 November 2013
(Annex 795)

(出所: Annex 788, Arbitral Tribunal)

南シナ海仲裁判断の持つ海洋政策的意義

本仲裁判断は、以下に示す理由から、南シナ海の「開かれ安定した海洋」実現に向けて依然重要であり、本判断を基点として、中国、フィリピン、及びその他関係諸国と協力して対応を進めることが望ましいのではないか(判断の「棚上げ」は回避すべき)。

環境・生態系保護、安全航行等、多分野に渡る対応要求

- これまで主に議論されているのは、「九段線」に基づく中国の歴史的権利の否定や、排他的経済水域(EEZ)や大陸棚の根拠となる「島」の定義を巡る裁定である。
- 一方で、南シナ海は貴重な海洋生態系を有し、沿岸国の漁場、あるいはエネルギー資源が賦存し、経済的重要性を有する海域でもある。
- 仲裁裁判所の判断にも、中国によるフィリピンの伝統的漁業の妨害行為、埋立てによる環境保護及び保全義務の不履行の認定、海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約(COLREG)への違反等が含まれており、同海域の安定化においては、これら多分野に渡る複雑な課題について、関連諸国と連携した対応が求められる(特に環境保護についてはUNCLOSに基づく周辺国との「協力義務」に言及されている)。仲裁判断の「棚上げ」は、こうした南シナ海の平和的・持続的利用に資する活動を促す裁定の意義をも見失うものとなりかねない。実際に、中国・フィリピンだけでなく、その他周辺国の科学者・研究者、実務者は、仲裁判断のこうした多面性に着目し、今後取るべき対応について議論が進んでいるところである。

紛争解決手段としての裁判の地位・有効性

- 仮に仲裁判断が「棚上げ」されて問題解決が図られた場合、UNCLOSに基づく紛争解決の仕組みとしての仲裁裁判の存在意義や有効性が損なわれる危険性も想定される。
- 結果、紛争解決手段としての裁判の価値が脅かされ、今後の同手続きの利用(ウクライナによるロシアの提訴等)にも影響を及ぼす可能性もあるため、あくまでも仲裁判断に基づく解決を図ることが望ましい。逆に、仲裁判断を基に問題解決が図られれば、今後のモデルとなりうる。

仲裁判断後の主要議論

海洋環境の破壊

Reef Reclamation in the Spratlys

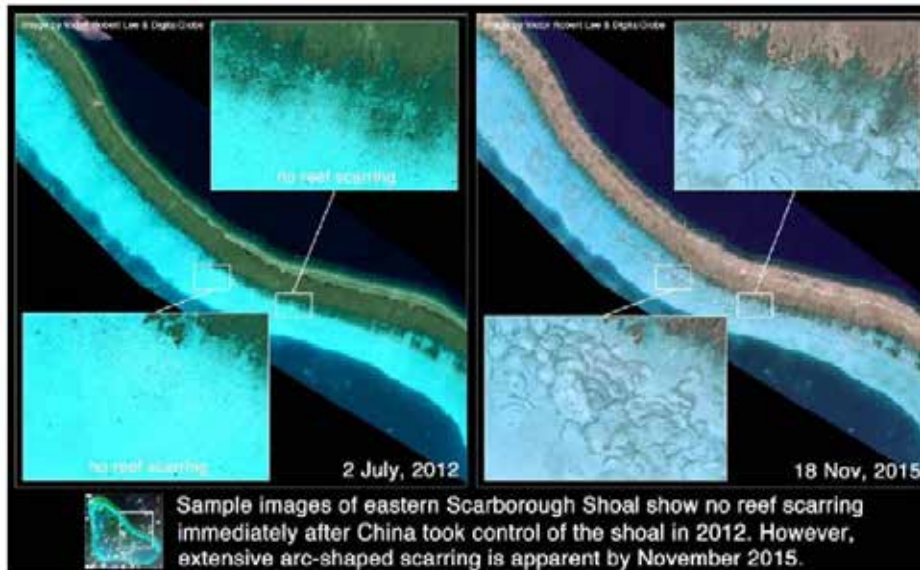
Islands and reefs that have undergone recent construction are shown with a **white ring**. Colored rings show whether the feature is occupied by **China**, the **Philippines**, **Malaysia**, **Vietnam** or **Taiwan**.



The Diplomat, 15 January 2016

ワシントン条約 (CITES) 規制対象の絶滅危惧種である、「オオシャコガイ」 (Giant Clams) の破壊

珊瑚礁の破壊



(資料提供: Dr. Marie Antonette Menez)

海洋環境の破壊

中国の珊瑚礁破壊による南シナ海の生態系サービスの損失

破壊面積 12,000ha以上

× USD 350,000/ha/年 (珊瑚礁生態系の価値)

= **USD 4b (4000億円) /年**

Minimal Estimates of Damage to the Offshore Reefs

Type of Damage	Area Damaged (km ²)	
	Spratly & Scarborough	
	PR China	Total
Island Building and Reinforcement	13	14
Materials Dredging	39	40
Channel/Harbor Dredging	1	2
Giant Clam Chopper Boat Damage	69	69
Total	122	125

Notes:

1. Areas where island building covered cutter boat damage omit the latter.
2. Many offshore reefs are heavily overfished, but this is currently difficult to quantify.
3. 1 km² is 1,000,000 m².



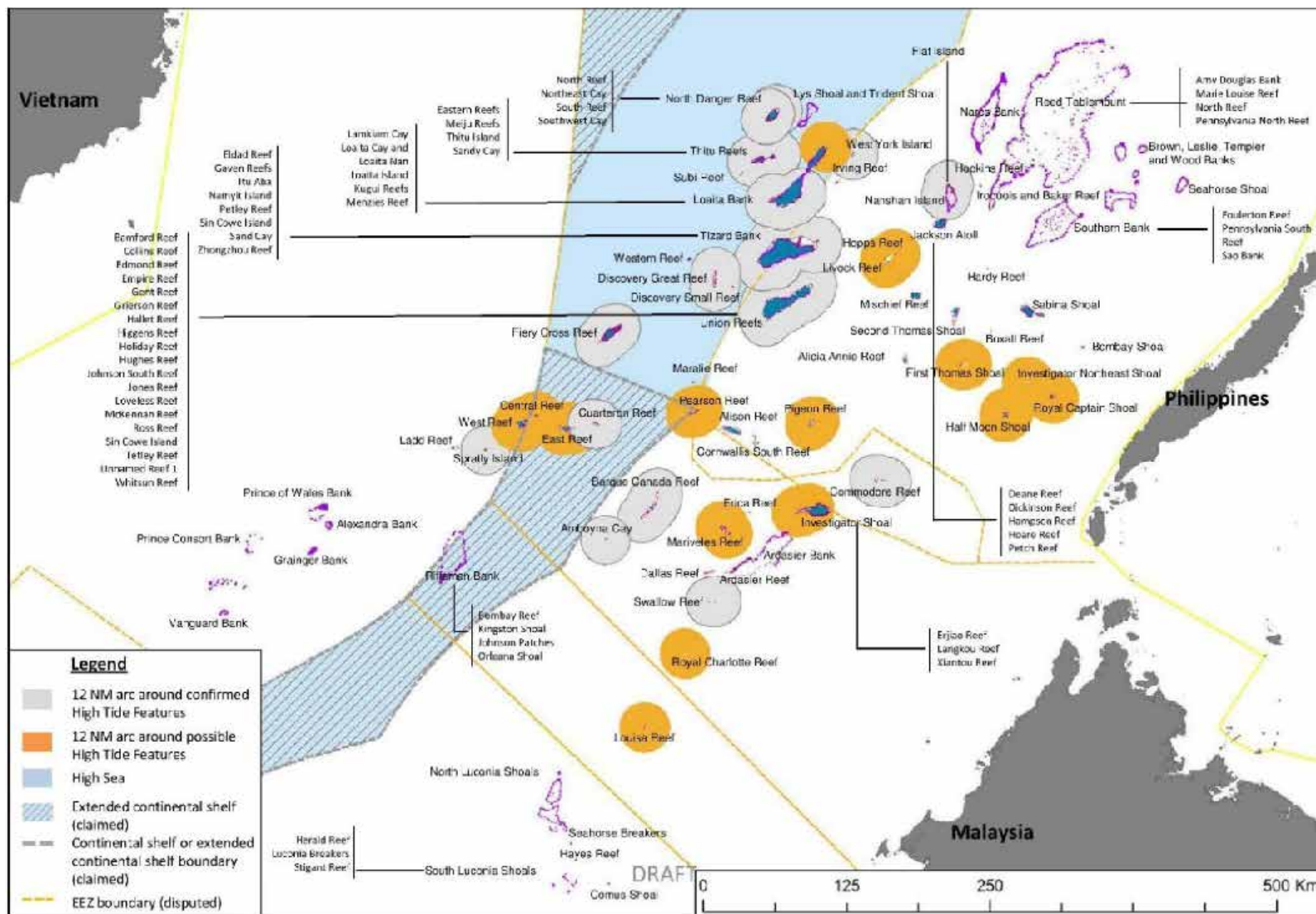
Coral Reef Ecosystem services value
\$ 350,000 /ha/yr

Global estimates of the value of ecosystems and their services in monetary units
(de Groot et al., 2012)

CORAL REEFS	Int.\$/ha /yr
Provisioning services	55,724
Food	677
Raw Materials	21,528
Genetic resources	33,048
Ornamental resources	472
Regulating services	171,478
Climate regulation	1,188
Disturbance moderation	16,991
Waste treatment	85
Erosion prevention	153,214
Habitat services	16,210
Genetic diversity	16,210
Cultural services	108,837
Aesthetic information	11,390
Recreation	96,302
Cognitive information	1,145
Total economic value	352,249

(資料提供: Dr. Marie Antonette Menez)

安全航行・飛行



仲裁判断後の南シナ海の各種境界

(資料提供: Ms. Youna Lyons, CIL/NSU)

安全航行・飛行

- ρ シカゴ条約(国際民間航空条約)では領空の飛行制限可能
- ρ 係争地域上空の飛行リスク
 - ρ KAL007(1983年、旧ソ連)
 - ρ MH17(2014年、ウクライナ)

南シナ海上空でも同様のリスク？

=> 航空については、欧州航空航法安全機構 (EUROCONTROL) のような国際機関の枠組み導入について示唆あり。



(資料提供: Jean-Vincent Brisset, ISIS)

石油・天然ガス等資源・エネルギー

- ρ 中国からは、南沙諸島の係争海域における石油・天然ガス等の資源開発について、これまで鉦区の共同開発などの枠組みを提案。

- ρ 新たに、地域管理組織(“NRDN” : Nansha Resource Development Net)を作り、鉦区の分配(リース)・管理等を行う提案。
 - ρ 特にメタンハイドレート資源探査・開発、再生可能エネルギー導入のための技術開発支援について、アジアインフラ投資銀行(AIIB)による支援を行う。
 - ρ その他、漁業管理組織をNRDNの付属組織として含める。

(出所 : World Congress of Ocean (WCO)-2016 海南省判事Gao氏発表より)

仲裁判断を受けた、南シナ海問題解決に資する海洋政策的示唆*

*** 関係国の有識者・実務者からの提言・議論に基づき整理**

仲裁判断を受けた今後の海洋政策的示唆

南シナ海の海洋保護区 (MPA) ネットワークの設定・管理を進める

- ρ 特に環境保護及び保全については、仲裁判断の中でUNCLOSに基づく周辺国との「協力義務」に言及されていることから、同海域に海洋保護区 (MPA: Marine Protected Area) 設定・運営する検討を、周辺国と共同して進める必要がある。
- ρ 具体的には、コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI) を南シナ海まで拡大する可能性、UNEP/GEF支援によるCOBSEAなど既存の枠組みの延長での活動、特に南シナ海のStrategic Action Program (SAP) for the South China Seaの実施 (2016年9月-2021年の5年間で合計71,360,000 USD) により、同海域の科学調査を中国、フィリピン、ベトナム等の参加国の協力で進める中で、その成果としてMPA設定・運営をゴールとすることも可能と考えられる。
- ρ また、中国も参加するUNESCO-IOC WESTPACの枠組みの中で、南シナ海生態系の重要性の伝達、MPA設定・管理に必要な海洋科学研究・能力開発の実施等も選択肢として考えられる。
- ρ 日本の協力可能性:
 - ρ WESTPACを通じた貢献の継続、海洋調査の国際協力推進等で、科学技術に基づく協力・関与が可能となる。
 - ρ また、日本も出資するアジア開発銀行 (ADB) がGEFと連携してCTIに協力実績もあることから、同様の枠組みで間接的に寄与することも可能と考えられる。

仲裁判断を受けた今後の海洋政策的示唆

Suggested expansion westward the Coral Triangle to cover southern part of SCS, including: Palawan và Luzon (Philippines), Brunei, Sabah (Malaysia), South Vietnam & Spratly (Vo Si Tuan, 2014)

Criteria:

Areas with ≥ 75 genera

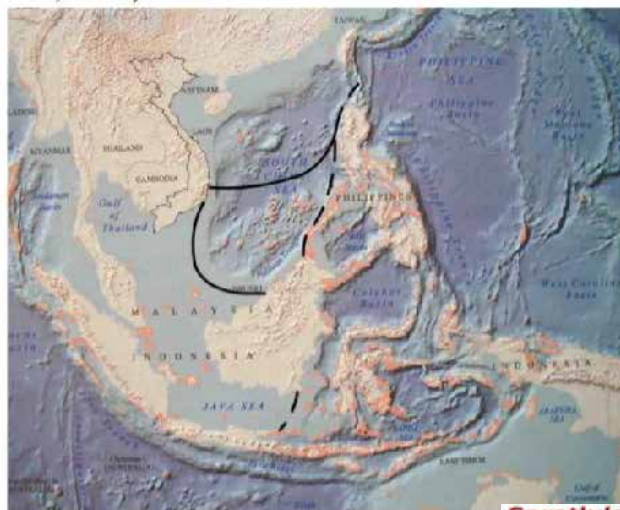
Edge of Sunda continental shelf of Holocene

Total recorded: 522 species

More surveys needed:

Spratly (333 species, 71 genera) & Sabah (248 species, 67 genera).

East Malaysia Peninsular with 398 species, 74 genera?

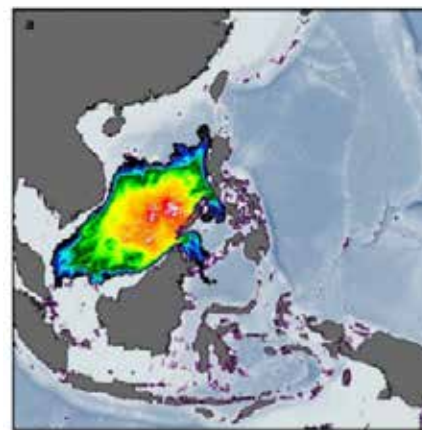


The adjusted western border of the Co. (---- : Traditional, ___ : Adjusted)

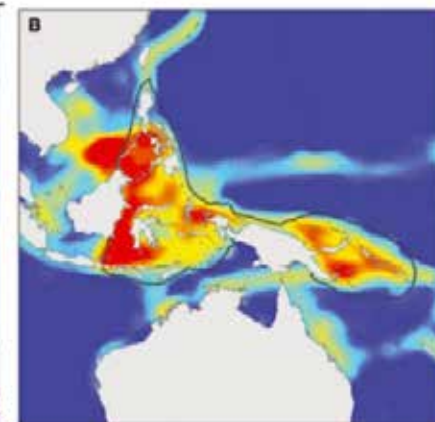
Spratly's Group of Islands is an important source of larvae in the region

Demographic to evolutionary significant connections

コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI) の南シナ海への延長可能性



Kool et al. 2011

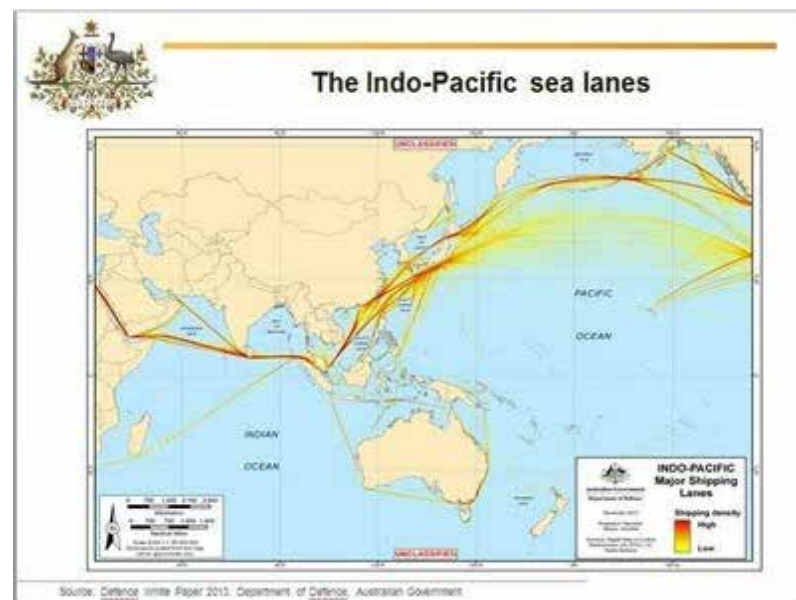


Tremblay and Halpin 2012

仲裁判断を受けた今後の海洋政策的示唆

南シナ海を特別敏感海域(PSSA)に指定し、航行と環境のバランス目的とした関係国の協力関係を構築する

- ρ 南シナ海を国際海事機関(IMO)の特別敏感海域(PSSA: Particularly Sensitive Sea Area)に指定することも選択肢として提示可能と考えられる。PSSAに指定されることで、当該海域の航行の透明性が増し、沿岸国、旗国、寄港国という多様な執行主体が一致して行動する基盤となり、協力関係の構築が期待できる。結果、同海域の環境及び安全の確保につながると期待できる。
- ρ ただし、航行の自由が制限される課題、合意形成の困難が想定される。
 - ρ 軍事拠点化による同海域の不安定化というリスクとの比較。
- ρ 日本の協力可能性
 - ρ IMOにおける検討、環境影響評価等で貢献が可能と考えられるほか、海上交通のステークホルダとして主体的に検討に参加可能となりうる(南シナ海は「インド・太平洋シーレーン」の一部)。



(出所: Australian Government)

仲裁判断を受けた今後の海洋政策的示唆

石油・天然ガス等資源開発での協力について、中国の動向に配慮した対応

- ρ 中国からは、南沙諸島の石油・天然ガス、メタンハイドレート等の資源開発について、共同開発や、鉱区(リース)の管理、そのための国際組織の設置、資源探査・開発のための技術開発支援のAIIBによる支援案を組み合わせた議論が提示されている(再生可能エネルギー、漁業管理を含む)。中国によるこれら提案の動向も考慮した対応が必要と想定される。
- ρ 境界画定など二国間の課題は残る。国連海洋法条約第74条3項と第83条3項に規定される「暫定的な取極」(最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない)に留意しつつ、プロセスを進めることも必要。
- ρ 日本の協力可能性
 - ρ 資源探査・開発、環境影響評価等の分野での協力(メタハイ、科学調査等)。
 - ρ ADBとAIIBの共同出資など、経験のあるADB/日本による同分野の支援 等。

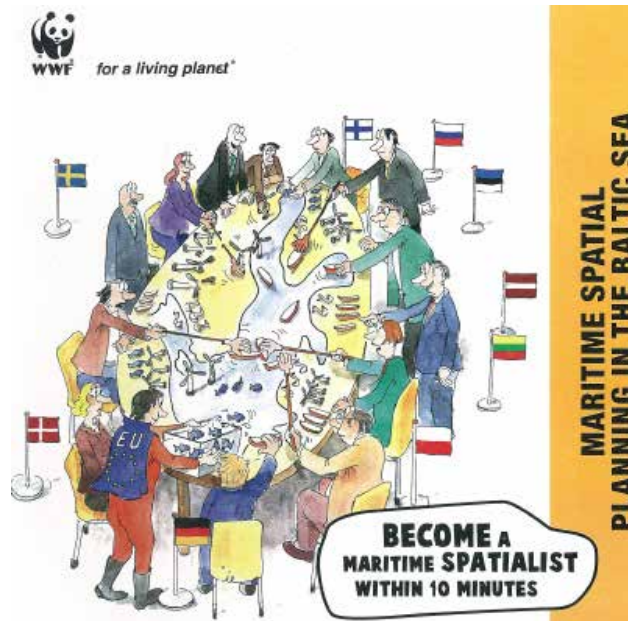
仲裁判断を受けた今後の海洋政策的示唆

南シナ海における海洋空間計画のプロセスを導入する

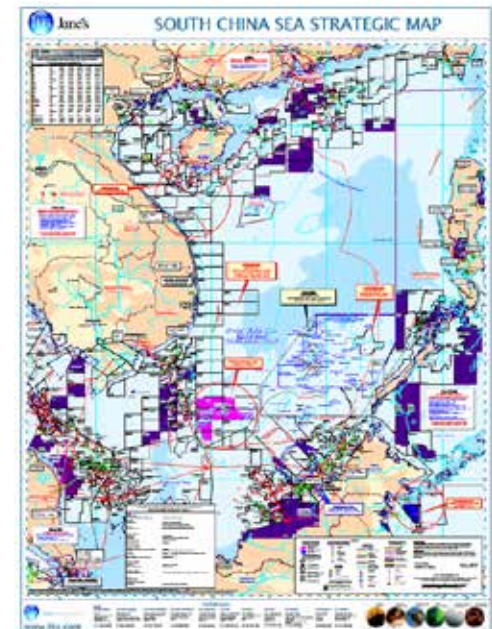
- ρ 環境・生態系、海運、資源開発等、南シナ海は多様な主体による多様な活動が発生していることから、これらの検討を統合して進めるための海洋空間計画(MSP: Marine Spatial Planning)のプロセスを同海域に導入することを提案する。これにより、資源分野、軍事等の直接関与しにくい分野も含めた調整が可能となりうる。
- ρ 空間計画の主体としては、生態系ベースのアプローチに鑑み、上述のMPAの運営主体(COBSEA等)を想定する(あるいは中国提案のNRDN?)。
- ρ また、計画のための情報共有・システム構築・運用等も必要となる。

ρ 日本の協力可能性

- ρ 海洋空間計画の能力開発、海洋調査・システム構築等の支援
- ρ ステークホルダとしてのMSP参加(海上交通)



(資料提供: BSH/WWF)



(資料提供: IHS Jane's)

総括

ρ 南シナ海の仲裁判断の海洋政策的意義

- ρ 環境、海上交通等の多層性
- ρ UNCLOS等、法の支配に基づく問題解決
- ρ 紛争解決手段としての裁判利用のモデルを提示

ρ 中国への戦略的アプローチ

- ρ 「九段線」の否定等、対立する部分について一時主張を凍結
- ρ 他の判断内容について協力を進めることによる信頼醸成措置(紛争拡大防止)
- ρ 仲裁判断=2国間交渉が前提
=> 「環境」や“Goeconomical”の観点では多国間関与が必要となる

ρ 「環境」という共通価値・喫緊の課題に基づき、多国間協力を進めることの受容性

- ρ CTIの拡大(MPA)
- ρ IOC/WESTPAC、COBSEA等の既存のネットワークの利用(中国もメンバ)
- ρ IMO PSSA => 日本を含む協力関係構築(航行の自由は課題 < 軍事化防止)
- ρ 「環境・生態系」をベースとした、海洋空間計画の導入 => 資源、防衛等も含む

南シナ海仲裁判断を契機とし、紛争解決のモデル構築に日本も協力
=> 「法の支配に基づく国際海洋秩序の確立」を主導

ご清聴ありがとうございました。

本議論・資料提供にご協力下さった国内外の専門家、
海洋ガバナンス研究会の先生方、日本海洋政策学会、
また本事業を支援くださった外務省に御礼申し上げます。

本資料に関する問合せ等：
武藤正紀 (masanori@mri.co.jp)